

酒稅等ノ增徵等ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案
酒稅等ノ增徵等ニ關スル法律案(政)

委員氏名

委員長 伯爵林 博太郎君
副委員長 男爵小畑 大太郎君
公爵山縣 有道君

侯爵大隈 信常君
侯爵中御門 經恭君
子爵八條 隆正君
子爵西尾 忠方君
子爵裏松 友光君
子爵松平 康春君
子爵綾小路 護君
安井 英二君
石渡莊 太郎君
柴田善三郎君
堀切善次郎君
吉野 信次君
男爵伊江 朝助君
男爵中村 謙一君
男爵松平外與麿君
男爵中御門 經民君
坂野鉄次郎君
三浦 新七君
元君 西野
豊次君 竹下
安次君 結城
野村 德七君
磯野 康幸君
橋本辰二郎君

伯爵林 博太郎君
男爵小畑 大太郎君
公爵山縣 有道君
侯爵大隈 信常君
侯爵中御門 經恭君
子爵八條 隆正君
子爵西尾 忠方君
子爵裏松 友光君
子爵松平 康春君
子爵綾小路 護君
安井 英二君
石渡莊 太郎君
柴田善三郎君
堀切善次郎君
吉野 信次君
男爵伊江 朝助君
男爵中村 謙一君
男爵松平外與麿君
男爵中御門 經民君
坂野鉄次郎君
三浦 新七君
元君 西野
豊次君 竹下
安次君 結城
野村 德七君
磯野 康幸君
橋本辰二郎君

昭和十六年十一月十九日(水曜日)午後四時四十五分開會

○委員長(伯爵林博太郎君) 只今カラ酒稅等ノ增徵等ニ關スル法律案特別委員會ヲ開會致シマス、此ノ法案ニ付キマシテ、大臣ヨリ一ツ詳細ニ御説明ヲ願ヒマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 本委員會ニ付託トナリマシタ酒稅等ノ增徵等ニ關スル法律案ニ付キマシテ、先刻本會議ニ於キマシテモ申上ガタノデアリマスルガ、政府ハ現下ノ經濟諸情勢ニ照シマシテ、早急ニ實行ヲ必要ト思ハレマスル購買力ノ吸收、消費ノ抑制ヲ圖リマスルト共ニ、臨時軍事費追加豫算ノ財源ノ一部ニ充テマスル爲ニ、此ノ際酒稅、遊興飲食稅其ノ他間接稅ヲ中心ト増稅案ノ作成ニ當リマシテハ、奢侈的消費ニ對シ、成ルベク重ク課シマスルト共ニ、斯ル増稅ヲ、各、必要ト認メマシテ、此ノ法律案ヲ提案致シタ次第アリマス、今回ノ酒稅、遊興飲食稅其ノ他間接稅ヲ中心ト増稅案ノ作成ニ當リマシテハ、奢侈的消費ニ對シ、成ルベク重ク課シマスルト共ニ、國民生活上戰時ノ此ノ際ノ考ヘト致シマシテハ、比較的不急ト認メラレマスル各種ノ消費物件ニ對シマシテモ、或程度稅率ヲ引上ゲ、又ハ課稅ヲ致シマスル對象物ノ範圍ヲ擴張スル、斯ウ云フ方針ヲ採用致シタノデアリマス、以下今次增稅案ノ内容デアリマスルガ、先づ酒ノ稅金ニ付キマシテ額全體デ大體五割ダケノ增稅ニナルト云アリマス、コトニナッテ居リマス、酒ノ中デ代表的ニ最多く消費ヲサレマスル所謂清酒ハ只今造石稅ガ四十五圓、庫出稅ガ二十五圓、合セマシテ一石ニ付テ七十圓、合セマシテ一石

ニ付テ七十圓ノ稅金ガ掛ツテ居ルノデアリマス、其ノ中造石稅ハ其ノ儘置キマシテ、庫出稅ノ分ヲ三十圓上ダマシテ五十五圓ト等シマス、其ノ中造石稅ハ四十五圓其ノ會致シマス、是ハ半端ノヤウデアリマスガ、ト、今回ノ增稅デ一石百圓ニ相成ルノデアリマス、是ハ半端ノヤウデアリマスガ、儘置デアリマスカラ、庫出稅ヲ合セマス、ト相成ツテ居ルノデアリマス、次ニ砂糖消費税ニ付キマシテハ、是ハ酒ヨリモ無論輕ク、ハサイダーワ一壠ニ付キマシテ一錢ノ增稅又煙草ノ値上、是モマア實質ハ間接稅ト同様ナリマス、麥酒ニ付キマシテハ庫出稅ノ稅率ヲ一石ニ付二十八圓五十錢上ダマシタノデアリマス、是ハ半端ノヤウデアリマスガ、實ハ麥酒ハ御承知ノヤウニ壠詰ニ賣シテ居リマスノデ、稅金ヲ上ダマシタ際ニ、稅ヲ掛ケタ以上ニ値ガ上リマシタリ、又ソレ以下ニナリマスト云フ風ニ端敷ニナリマスト云フト、製造業者ガ不當ニ苦シムコトニモナリマスノデ、普通ノ大壠一本ニ付テ十錢ダケ稅ガ上ガルト云フ計算ニ相成ルノデアリマス、其ノ他ノ酒類即チ合成清酒、白酒、味淋、濁酒、燒酎、果實酒及ビ雜酒ニ付キマシテモ、清酒トノ權衡ヲ得マスルヤウニ、主トシテ庫出稅ニ付キマシテソレド、適當ト認メマスル稅率ヲ引上ゲルコトト致シタノデアリマス、右ノ外特等酒類、詰リ特ニ公定價格ノ非常ニ高イ酒ノ類ニ付キマシテハ、新タニ百分ノ二十又ハ百分ノ三十二相度ノ增稅ト相成ルノデアリマス、次ニ物品稅ノ增稅デアリマスルガ、物品稅ノ中ノ第一種及第二種ハ奢侈的性質ヲ多分ニ持ツテ居ルモノデアリマス、又ハ戰時下ノ國民生活動致シマシテハ比較的不急ト認メラレマス、少クトモソレヲ消費スルコトハ相當餘裕ガアル、負擔力ガアルト認メラレル物品ニ付キマシテ、廣範圍ニ課稅ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、今回ノ增稅ノ趣旨ニ顧ミマシテ、甲類、即チ奢侈的ノ性質ガ特ニ濃厚デアルト思ハレマスル物品ニ付キマシテハ、現在ノ稅率ガ百分ノ二十デアリマス、之ヲ百分ノ五十、二割カラ五割ニ上ダマシタ、其ノ他ノ物品、詰リ乙類ニ付キマシテハ現在百分ノ十、詰リ一割ヲ掛ケテ居リマ

ナドガ一番稅率ガ高クナッテ居リマス、サイダーハ第二種デアリマスガ、之ニ付キマシテハ一石ニ付十圓ヲ引上ダマス、詰リ是ハサイダーワ一壠ニ付キマシテ一錢ノ增稅ト相成ツテ居ルノデアリマス、次ニ砂糖消費稅ニ付キマシテハ、是ハ酒ヨリモ無論輕ク、又煙草ノ値上、是モマア實質ハ間接稅ト同様ナリマス、麥酒ニ付キマシテハ庫出稅ノ稅率ヲ一石ニ付二十八圓五十錢上ダマシタノデアリマス、是ハ半端ノヤウデアリマスガ、實ハ麥酒ハ御承知ノヤウニ壠詰ニ賣シテ居リマスノデ、稅金ヲ上ダマシタ際ニ、稅ヲ掛ケタ以上ニ値ガ上リマシタリ、又ソレ以下ニナリマスト云フ風ニ端敷ニナリマスト云フト、製造業者ガ不當ニ苦シムコトニモナリマスノデ、普通ノ大壠一本ニ付テ十錢ダケ稅ガ上ガルト云フ計算ニ相成ルノデアリマス、其ノ他ノ酒類即チ合成清酒、白酒、味淋、濁酒、燒酎、果實酒及ビ雜酒ニ付キマシテモ、清酒トノ權衡ヲ得マスルヤウニ、主トシテ庫出稅ニ付キマシテソレド、適當ト認メマスル稅率ヲ引上ゲルコトト致シタノデアリマス、右ノ外特等酒類、詰リ特ニ公定價格ノ非常ニ高イ酒ノ類ニ付キマシテハ、新タニ百分ノ二十又ハ百分ノ三十二相度ノ增稅ト相成ルノデアリマス、次ニ物品稅ノ增稅デアリマスルガ、物品稅ノ中ノ第一種及第二種ハ奢侈的性質ヲ多分ニ持ツテ居ルモノデアリマス、又ハ戰時下ノ國民生活動致シマシテハ比較的不急ト認メラレマス、少クトモソレヲ消費スルコトハ相當餘裕ガアル、負擔力ガアルト認メラレル物品ニ付キマシテ、廣範圍ニ課稅ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、今回ノ增稅ノ趣旨ニ顧ミマシテ、甲類、即チ奢侈的ノ性質ガ特ニ濃厚デアルト思ハレマスル物品ニ付キマシテハ、現在ノ稅率ガ百分ノ二十デアリマス、之ヲ百分ノ五十、二割カラ五割ニ上ダマシタ、其ノ他ノ物品、詰リ乙類ニ付キマシテハ現在百分ノ十、詰リ一割ヲ掛ケテ居リマ

尙現在ノ課稅最低限ガアリマシテ、或金額之ヲ尙最低限ヲ更ニ引下ゲマシテ、詰リ課稅ノ範圍ガ廣クナルノデアリマス、ソレト共ニ又物品ニ付キマシテモ其ノ範圍ヲ新タニ加ヘテ廣ク致シタモノガアルノデアリマス、即チ庭木、庭石、簾、釣燈籠、茶道用具、扇子、團扇、花輪、花束、釣用具、煙火、大理石、是等ノモノヲ乙類ニ追加致シマシテ、百分ノ二十ノ稅率ヲ課稅スルコトト致シマシタ、又電球、懷中電燈、魔法瓶、計算機、「タイプライター」、「ミシン」、板硝子、紙、齒磨、綠茶、調味料等ヲ新タニ丙類ト致シマシテ追加致シマシタ、是ニハ百分ノ十ノ稅率ヲ以テ課稅スルコトト致シテ居ルノデアリマス、尤モ是等ノ物品ニ付キマシテハ、必要ニ應シマシテ、ソレハ課稅ヲ稅最低限ヲ設ケマシテ、價格ノ安いモノニ付キマシテハ、生活必需品若クハソレニ極ク近イノデアリマスルカラ、是ニハ課稅ヲ致シマセヌ、又全然課稅外ニ置クヤウナモノモアルノデアリマス、物品稅ノ中ノ第三種ニ付キマシテハ、燐寸ハ增稅ヲ致シマセヌデ、稅率ハ其ノ儘据置デアリマスガ、餉ハ砂糖トノ權衡モアリマスノデ、餉ノ類ハ二割程度ノ增稅ニ致シマス、「サッカリン」ニ付キマシテハ、是ハ一「キログラム」ニ付十圓ノ稅率ヲ以テ課稅スルコトニ致シタノデアリマス、右様ノ増徵ヲ致シマシタ結果、物品稅ハ稅ノ總額ニ於テ大體十七割程度增加ヲコトト致シタノデアリマス、著シイモノハ

百分ノ百、詰リ十割稅ニ引上ゲマシテ、其ノ他ノ花代竝ニ花代以外ノ料金ニ付キマシテモ相當ノ增徵ヲ致シタノデアリマス、又花代以外ノ料金ニ對シマスル課稅ノ最低限ハ或ハ撤廢ヲ致シタモノモアリマス、又引下ヲ致シタモノモアリマス、例へバ花代ヲ伴ヒマセヌ單純ナ飲食料金ニ付キマシテハ現在ノ課稅ノ最低限ハ三圓デアリマスガ、之ヲ一圓五十錢ニ引下ゲルコトニ致シマシタ、又食事代ヲ除キマシテ五圓以上ノ宿泊料ニ對シマシテモノ新タニ百分ノ二十ノ稅率ヲ課シ、十圓以上ノモノニハ百分ノ三十ノ稅率ヲ掛ケルコトニ致シマシタ、斯ウ云フ風ナガ增徵ニ依リマシテ遊興飲食稅ハ總稅額ニ於テ大體二十五割程度ノ増加トナル見込デアリマス、入場稅ニ付キマシテハ現在ノ稅率ハ百分ノ十乃至百分ノ三十デアリマスルガ、是ハ其ノ儘ト致シテ置キマシテ、活動寫眞ノ大部分ハゲルコトニ致シテアリマス、但現行十九錢稅率ガ百分ノ二十ガ掛カルト云フコトニナルノデアリマス、尙特別入場稅ニ付キマシテハ、是モソレドヽ適當ナリト認メマスル增徵ヲ致スコトニチナツテ居リマス、入場稅ノ總稅額ニ於テ約十二割ノ增徵ト相成ルノデアリマス、次ニ通行稅ニ付キマシテハ、他ノ租稅ノ增徵トノ權衡モ考慮致シマシテ、相當ノ增徵ヲ致シマシタ、特ニ一等及二等ハ增徵ノ割合ガ多イノデアリマシテ、二等ニ通行稅ハ三等ノ五倍、一等ハ三等ノ十倍ニ稅率ヲ定メタノデアリマス、又急行料金等ニ對シマスル稅率ニ付キマシテモ相當ノ

率ヲ以テ課稅スルコトト致シタノデアリマス、次ニ建築稅ニ付キマシテハ課稅ノ範圍ヲ擴張致シマシテ、旅館、遊技場、俱樂部等ノ建物ニモ、建築ノ場合ニハ課稅ヲ致シタ次第デアリマス、骨牌稅ニ付キマシテハコトニ致シ、稅率モ現在總テ百分ノ十デアリマスルガ、今回ハ全部百分ノ二十二致シタ割程度ノ增徵ヲ致シマス、物品切手ニ對シマスル印紙稅ニ付キマシテモ、十割程度ノ増稅ヲ致ス案ニナツテ居ルノデアリマス、以上ガ增稅案ノ内容ノ概略ノ御説明デゴザイマス、是等ノ増率ニ依リマシテ國庫收入ノ増加額ハ平年度ニ於キマシテ、酒稅ガ一億五千二百二十餘萬圓、清涼飲料稅ガ四百四十餘萬圓、砂糖消費稅ガ二千九百五十餘萬圓、物品稅ノ増加ガ一億三千四百五十餘萬圓、遊興飲食稅ノ増加ガ二億三千五百餘萬圓、通行稅ノ増加ガ四千九百餘萬圓デアリマス、入場稅ノ増加ガ一千七百五十萬圓、建築稅ノ増加ガ八十餘萬圓、骨牌稅ノ増加ガ百二十餘萬圓、印紙稅ノ増加ガ百七十餘萬圓、以上合計致シマスルト六億三千五百九十九餘萬圓ノ國庫收入ノ増加ト相成ルノデアリマス、昭和十六年度ニ於キマシテハ、法律案ガ成立致シマシタナラバ、大部分ハ十二月一日カラ實行致シタイト思ツテ居リマス、サウ云フ風ニ施行ノ期日ガ年度ノ途中、寧口終リニ近イノデアリマスルカラ、十六年度中ニ於ケル增收ノ見込額ハ、合計一億七千三百十餘萬圓デアリマシテ、此ノ時軍事費特別會計ニ繰入レルコトニ致シテ

一部ヲ地方團體ニ分與スルコトニ相成テ
財源ニ致ス爲ニ増稅致シタノデアリマスル
カラ、從來定シテ居リマスル割合、詰リ半額
デアリマス、半額ハ地方ニ行クノデアリマ
スガ、其ノ半額ト云フ割合ヲ其ノ儘デ置キ
スルノデ、地方ニ對スル收入ノ金額ハ此ノ
増稅ニ依シテ増減ガナイヤウニ、減シテハ又
地方團體モ困リマスルノデ、増減ガナイヤ
ウニ繰入レマスル割合ヲ決メル、斯ウ云フ
風ナ趣旨デ割合ヲ改訂セムト致スモノデア
リマス、即チ分與割合ヲ本年度ノ分ニ付キ
マシテハ、百分ニ二十九・三五デアリマス、
平年度ニ付キマシテハ百分ノ十五・一八、斯
ウ云フ風ニ改正セムト致スモノデアリマス、
以上大體ノ説明ヲ申上げマシタ次第デアリ
マス、御質問ニ應ジマシテ御答ヲ申上げマ
ス、何卒速力ニ御審議ノ上御賛成ヲ御願ヒ
申上げマス

此ノ要綱ニ現レテ居リマスガ、詰リ從ツテ此ノ増税ハ、今臨時議會ト次ノ通常議會トヲ通ジタ直接税、間接税全體ニ瓦ツテノ増税ト云フコトニナルノデアリマスガ、次ノ議會ニ出サレル直接税ノ増税ニ付テハ、ドウ云フ風ノ御考ガアルノデアリマスカ、ドウ云フ租税ニ付テハ増税ヲヤラウ、ドノ程度ノ増税ヲヤラウト云フヤウナ御計畫ガ既ニ出来テ居ルノデアリマスカ、又間接税モ今回御提案ノモノハ所謂間接税全部デモナイヤウデアリマス、尙他ノモノニ付テモ次ノ議會ニ於テ増税ナサラウト云フヤウナ御考デアリマセウカ、要スルニ今議會茲ニ來議會ヲ通ジテノ増税ノ大體ノ輪廓ヲ知リタイト、斯ウ云フ考デアリマス

○政府委員(松隈秀雄君) 只今八條子爵力ラノ御尋ねハ大藏大臣カラ御答へ申上ゲルノガ適當カト存ジマスケレドモ、私ノ承知致シテ居リマスル範圍ニ於テ御答ヲサシテ戴キイト思ヒマス、御承知ノ通り臨時軍事費ヲ初メト致シマシテ、歳出ガ増加致シマスル傾向ニアリマスノデ、之ガ財源ヲ調達致シマスル爲ニ、政府ト致シマシテハ税制全般ニ亘リマシテ增收計畫ヲ立てマシテ、國庫歲入ノ充實ヲ期シタイト考へテ居ル次第デゴザイマス、今次臨時議會ニ於キマシテハ、差當リ早急ニ實施ヲ要スト認メテレマスル間接税ヲ中心ト致シマス、増税案ヲ提出致シマシテ、御協賛ヲ願ツテ居ルヤウナ次第デアリマス、其ノ増額ハ平年度化サレマシタ場合ニ於テ、只今大藏大臣カラ御話ノアリマス、今茲ニハッキリシタコトヲ申上げ

ル迄ニ達シテ居リマセヌケレドモ、衆議院ニ於キマシテモ同様ノ質問ガゴザイマシテ、其ノ際大藏大臣ノ御答ニナリマシタ所ノ概要ヲ私カラ御傳へ申上ゲマスレバ、大藏大臣トシテハ次ノ議會ニ直接税ノ増税案ヲ考ヘテ居ル、其ノ程度ニ付テハ明言ハ出來ナイケレドモ、今回提案ナレタ間接税ノ増税額ヲ下ルヤウナコトハアルマイト、斯ウ云フ風ニ仰シヤラレテ居リマス、然ラバ直接税ノ増税ニ當ツテハ、主ニドウ云フ方面ニ重點ヲ置クカ、トスウ云フコトニナルノデアリマスガ、其ノ場合ニ於キマシテ所得税ガ中心トナルコトハ勿論デアリマスガ、先年ノ税制改正ニ於テ、所得税ハ分類所得税ト綜合所得税トニ分レタノデアリマスガ、次ノ通常議會ニ提案サルベキ増税案ハ、所得税ノ中、綜合所得税ヨリモ寧ロ分類所得税ニ重キヲ改正トニ成案ヲ得マスレバ、更ニ提出シテ御協贊ヲ願フト云フヤウナコトニナルカトモ思ツテ居リマス、尤モ今回提案ニナッテ居リマスル間接税ヲ此ノ上更ニ率ヲ上ゲルト云フヤウナコトハ、殆ド困難デアラウカトモジテ居ル次第デアリマス

○子爵八條隆正君 只今ノ御答辯ニ依リマガ分ナヌノデスガ、研究スルト云フヤウナ御答デアッタヤウニ思ヒマスガ、其ノ點ヲ考ヘテ、爲シ得ル程度ニ於テ増税ヲスルト云フ御答デアッタノデアリマセウカ、生産力擴充ヤ公債消化ノ爲ニ、ソレヲ考へテ綜合所得税ハ増税モ相當ノ擔税力ノアル階級ニアリマスルカラ、之ニ對シテノ増税モ考ヘラレル譯デアリマスルケレドモ、直接税ノ増税ニ當リマシテハ、各種經濟政策ト密接ナル聯繫ヲ保ツテ參ラナケレバナラナイ、即チ生産力ノ擴充、或ハ公債消化等ノ爲ノ資金ノ蓄積等ノ點ニ付テ考慮ヲ拂フト致シマスルナラバ、綜合所得税ヲ引上ガル税トモ勿論考ヘラレルデアリマスケレドモ、分類所得ニ重點ヲ置クベキデハナカラウカ、斯様ニ考ヘラレル次第デアリマス、法

人税ノ増税モ勿論問題ニナルノデアリマスガ、之ニ付テハ一方ニ生産力ノ擴充ノ問題モゴザイマスルノデ、十分検討シタ上、適當ナ引上率ヲ定メルコトニナルト思ヒマス、其ノ他臨時利得税ニ付テモ、直接税中相当巨額ノ歳入ヲ擧げテ重要ナ地位ヲ占メ

テ居リマスルカラ、是亦引上ノ際ニ考慮サル税目デアラウト存ジテ居ル次第デアリマス、尙今回提案シマシタ間接税以外ニ、間接税ニ付テハ次ノ通常議會ニ全然增收案ヲ出サナイト、斯ウ云フ所迄ハ行ツテ居ラム、臣トシテハ次ノ議會ニ直接税ノ増税案ヲ考ヘテ居ル、其ノ程度ニ付テハ明言ハ出來ナイケレドモ、今回提案ナレタ間接税ノ増税額ヲ下ルヤウナコトハアルマイト、斯ウ云フ風ニ仰シヤラレテ居リマシテ、今回提案ニ至リマセスデシタモノデアリマシテモ、次ノ通常議會迄ニ成案ヲ得マスレバ、更ニ提出シテ御協贊ヲ願フト云フヤウナコトニナルカトモ思ツテ居リマス、尤モ今回提案ニナッテ居リマスル間接税ヲ此ノ上更ニ率ヲ上ゲルト云フヤウナコトハ、殆ド困難デアラウカトモジテ居ル次第デアリマス

○子爵八條隆正君 只今ノ御答辯ニ依リマス

○政府委員(松隈秀雄君) 先程モ申上ゲマ

リマスル金額ガ、平年度化致シマスレバ六
億三千餘萬圓デアリマス、直接税ノ増徵
額ニ付キマシテハ、只今的確ニハ申上ゲ兼
體間接税ノ増徵額ヲ下ルコトハアルマイ、
トスウ云フヤウナ點ヲ綜合致シテ觀察致シ
マスレバ、今次臨時議會竝ニ次ノ通常議會
ヲ通ジテノ増徵額ト云フモノハ相當ノ金額
ニ上リマシテ、最近ニ於テ斯クノ如キ巨額
ノ金額ヲ短期間ニ増稅ヲシタコトハナイ、
斯ウ云フ譯デアリマスガ、其ノ場合ニ於キ
マシテ歐洲交戰諸國竝ニ米國等ノ現在ノ租
稅負擔ニ比ベテ、日本ノ租稅負擔ガ重過ぎ
ルカト云フコトニ付テノ御尋ねデアリマス
ルガ、現在歐洲交戰諸國、米國等ガ戰費竝
ニ一般政費ヲ含メタ總歲出ニ對シテ、ドノ
程度ノ租稅負擔ヲシテ居ルカト云フコトハ、
資料等ノ關係デ相當計算ガ困難デアリマス
ルケレドモ、大體四割見當ノ負擔ニナッテ
居ルヤウナ調ベニナッテ居リマス、我ガ國
ニ於テハ其ノ狀況ガ如何ニ相成ツテ居ル力
ト申シマスト、昭和十五年度ヲ採ツテ見マ
スト、臨時軍事費、一般會計ノ合計額ニ對
シマシテ、租稅ハ三十七「パーセント」程度
ニナッテ居リマス、十六年度ニ於キマシテ
ハ、今回ノ增徵額ノ昭和十六年度分ヲ合セ
マシタ所デ、臨時軍事費、一般會計ノ合計
額ニ對シマシテ二十七「パーセント」程度デ
アリマスルノデ、今後直接税ノ増徵致シマ
シテモ、交戰諸國ノ戰費支辨ノ程度ヲ凌駕
スルト云フヤウナ所ニハ至ツテ居ラヌカト
存ジマス、尙國民所得ニ對シマスル租稅總
額ノ割合ハ、國民所得ノ計算ガ困難デアリ
マスル爲ニ的確ニハ申上ゲ兼ネマスルケレ

ドモ、大體我が國ノ國民所得ニ對シマスル
租稅負擔ノ總額ノ割合ハ、概數デ申上ゲテ
十六、七「パーセント」ニ當テ居ルカト思ハ
レマス、交戰諸國竝ニ米國ノ國民所得ニ對
スル租稅ノ割合ヲ見マスルト云フト、多少
ノ相違ハアリマスケレドモ、「十」「パーセン
ト」臺ニ何レモナツテ居ルヤウニ思ハレマス
ルノデ、ソレ等ト比較致シマスルト云フト、
幾分我國ノ數字ガ低ク出テ居リマスルノ
デ、今後直接稅ノ增徵ヲ致シマシタト致シ
マシテモ、矢張リ此ノ方面カラ言シテモ、外
國ノ割合ヲ凌駕スルト云フヤウナ所迄ハ、
マダ至ツテ居ラナイヤウニ思ハレル次第デ
アリマス

ルノデゴザイマス、ソコデ昭和十六年度豫算ニ見積ラレタ員數ヲ基礎トシテ、今回ノ増徵ニ依ル昭和十六年度分ノ歳入ヲ見込ンダト云コトニナリマスレバ、實績カラ較ベマスルト云フト、只今殖エテ居ル額ダケ落チテ居ル譯デアリマスルカラ、從ツテ其ノ程度ノ減收ヲ見込ンダト云フコトニナル譯デアリマス、尤モ今回新タニ免稅點ヲ引下ゲマシタリ、新シク課稅ヲスルト云フコトニナリマシタ分ニ付テハ、昭和十六年分豫算ガゴザイマセヌノデ、之ニ付キマシテハ稅務署ヲシテ調べサセマシタ最近ノ實績ヲ基礎ト致シマシタ爲ニ、物ニ依リマシテ一割程度乃至二割程度ノ消費減ヲ見積ッテ豫算ヲ致シテ居ル次第デアリマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 外ニ御質問ニザイマセヌデスカ

○子爵裏松友光君 臨時增稅案要綱ヲ拜見致シマスト、今次增稅ハ議會通過後成ルベク近イ機會ニ實施スルコトゴザイマスガ、世間ノ傳フル所ニ依リマスルト十二月一日頃カラ實施サレルノデハナカラウカト云フ噂ガ立ツテ居ルノデゴザイマスガ、其ノ實施サレル期日ニ付テ御答ガ出來マスレバ……

○政府委員(松隈秀雄君) 法律ノ附則ニ依リマシテ今回ノ間接稅ノ增徵ハ通行稅ヲ除キマシテハ本年ノ十二月一日カラ施行スルコトニ致シテゴザイマス、通行稅ニ付キマシテハ準備ノ關係ガゴザイマスノデ鐵道當局ト協議中デゴザイマスガ、出來ルダケ早イ機會ニ實施致シタイ見込デゴザイマス

○石渡莊太郎君 今ノ問題ニ關聯シテ一應セウカ、通行稅ノコトハ今ノ御話デハ鐵道省ト御話合ノ上デ施行期日ヲ決メルト云フ

ノデアリマセウガ、一方歳入ヲ拜見致シマス
ト見積リノ金ヲ持ツテ居ルヤウデアリマス、
大體ノ施行期日ハ御相談サレテ大體何時頃
ト云フコトハ御纏リノコトデハアリマス、
イカ、サウデナケレバ金ノ歳入ノ見積リハ
ムツカシクナイカト思ヒマスガ、如何デセ
ウカ

○政府委員(松隈秀雄君) 通行税ニ付キマ
シテハ大體二月一日カラ施行ノ見込ヲ以チ
マシテ鐵道省ト協議ヲ進メテ居リマシテ、
其ノ期日迄ニハ實施出來ル見込デ居リマス、
從ヒマシテ歳入ト致シマシテハ二月一日カ
ラ施行スルモノト致シマシテ、今年度内ニ
一箇月分ダケノ收入ヲ見積リ計上致シタ次
第デアリマス

○野村徳七君 今度ノ増稅ハ消費稅デアリ
マスカラ、消費者ニ轉嫁サレルニ付テハ當
然デアリマスガ、可ナリ增稅ノ幅ガ大キク
アリマス爲ニ價格ト稅金ノ區別ヲ公定價格
ニ於テ餘程明確ニスルヤウナ觀念ヲ與ヘナ
イト云フト、非常ニ物價騰貴ノ恐怖心ヲ生
ゼシメマシテ、好マシカラヌ影響ヲ社會的
ニ與ヘルノデハナカラウカト考ヘルノデア
リマス、ソレニ對スル御考ヲ承リタイ

○國務大臣(賀屋興宣君) 増稅ノ政府ノ趣
旨ニ依リマシテ公定價格ニ付キマシテハ增
稅ヲシマシタダケノモノノ引上ヲ認メル考
デ居リマス、其ノ考ハ間接稅ガ大部分デア
リマス、間接稅ニ付キマシテハ已ムヲ得ズ
價格ノ中ニ入りマスルガ、實質ハ稅ナノデ
アリマス、從ツテ右申立てマシタヤウナ措置
ヲ執ル考デアリマス、尙今御述ニナリマシ
タヤウニ、稅トシテ表ニ、形ノ上ニ現レハマ
セヌノデ、御氣遣ヒニナリマスヤウナコト
ハ、私共モ幾ラカ心配ニナルノデゴザイマス、

コトハ已ムヲ得ナイト思フノデアリマス、
又増徵致セバ形式的ノ價格ガ上ルト云フコ
トモ亦已ムヲ得ナイノデアリマシテ、此ノ
點ハ國民ニ於テ能ク其ノ點ヲ理解ラシテ貰
ハナケレバナラヌト思ヒマスルシ、私共ノ
方ニ於テモ其ノ理解ヲ進メルヤウニ努メタ
イト思ツテ居ル次第デアリマス

○野村徳七君 今回ノ增稅ハ概シテ奢侈品
ニ付テ行ハレテ居リマスヤウデアリマス
ガ、併シ中ニハ砂糖ノヤウナ生活必需品ニ
モ相當增徵サレテ居リマスルガ爲ニ、砂糖
トカ、酒トカ云フ生活必需品乃至準生活必
需品デアリマシテ、業務用ト家庭用トニ分ツ
テ配給サレテ居リマス物ニ付キマシテハ、
公定價格制ノ運用ニ依リマシテ、二重價格
制ヲ採用スルコトモドウデアラウカト考ヘ
ラレルノデアリマス、前者ヘノ所謂業務者
ニ對シマシテノ販賣價格ヲ引上げ、家庭ヘ
ノ配給即チ後者ニ對シテハ引下ゲル、サウ
シテ家庭用ノ消費稅ヲ實質上業務用ニ轉嫁
スルト云フコトガ適當デナイカト云フ議論
モ起ツテ居ルヤウニモ思フノデアリマスガ、
御考ヘラ伺ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 只今ノ御質問誠
ニ御尤デアリマス、原案者ト致シマシテハ、
出來レバ家庭用ト業務用ニ付キマシテ、課
稅物件ノ如何ニ依ツテハ稅率ヲ變ヘタイト
云フ位ニモ考ヘタノデアリマス、併シ徵稅
技術ノ實際ニ當リマスト其ノ部分ガ非常ニ
困難ナ爲ニ、已ムヲ得ズ一律ノ課稅ヲ今御
話ノアリマシク砂糖ノ如キ物ハ致シタヤウ
ナ次第デアリマス、從ツテ之ガ今配給機構
ガ相當整備シテ參リマシテ、家庭用ト業務

出来レバサウモシタイト云フコトヲ此ノ配給ノ方ト……是ハ農林省ガ關係ヲ分擔ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、サウ云フ相談モシタノデアリマス、出來レバサウ云フ風ニ努メタイト云フ話モアリマシタガ、只今私ハ其ノ後詳シク事情ヲ聞イテ居リマセヌガ、ドウモ今サウ致スコトガ困難ナ事情ニアルラシク存ジマス、其ノ事情ハ私ハ今詳シク聞イテ居リマセヌノデ、又必要ガアリマシタラ、其ノ擔任ノ所管ノ方カラ御説明ヲ申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス

○野村徳七君 消費税ノ引上ト申シマシテモ、貨幣ノ購買力ヲ低下セシムルト云フコトハ高物價ノ場合ト同一ニ考ヘラレルノデアリ、自然國民ノ貯蓄心ヲ萎靡セシムル虞ガアルノデアリマス、此ノ際長期貯蓄ニ付テハ思ヒ切ツタ獎勵策ヲ執ル必要ガアルト考ヘラレルノデアリマス、例ヘテ見マスレバ、最近「ドイツ」デヤリマシタヤウナ、勞働者又ハ給料生活者ノ收入或ハ俸給ノ中ノ或一定額迄ノ貯蓄ヘ、戰時中引出サナイト云フヤウナコトヲ條件トシテ課稅ガ免除サレテ居ルト云フヤウナ事實モアルノデアリマスガ、サウ云フコトニ付テ御考慮ヲ願ヒタイト考ヘルノデアリマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 此ノ間接稅ニ付キマシテハ、國民ガ負擔ヲ致シマス時ニ、稅ノ形式ニ於テ消費者ガ負擔ゼズ、價格ノ中ニ形式上含マレマス爲ニ、誠ニ御話ノヤウナ點ガ私共モ氣遣ハレルノデアリマス、併シナガラ是ハ矢張リ一つノ時局認識デアリマシテ、ドウシテモ是ハ間接稅ニ意味ヲ國民ガ理解ヲシテ、稅ガ是ダケヌ上ツテ値段ガ高クナッタ此ノ値段ノ中ニハ

十分ニ了解ヲ致シテ貰ヒタイト思フノデ
アリマス、是ハ全部ノ國民ニ急速ニ其ノ
了解ヲ求メルト云フコトハ或ハ困難ナコト
カトモ考ヘラレマスガ、是ハドウシテモ自
體サウ云フ風ニ致シテ參ラナケレバナラ
ヌ、國民モ了解シテ貰ハナケレバナラヌ事
態デアルノデアリマス、尙後段ノ御尋ノ件
ニ付キマシテハ誠ニ其ノ點ハ考慮ヲ要シマ
スルノデ、貯蓄、殊ニ長期ノ貯蓄ト云フモ
ノガ非常ナル必要ノ程度ニ於テ國家トシテ
之ヲ増加シナケレバナラヌ、極力獎勵ノ必
要ガアルノデアリマス、直接税ニ關シマス
ル増稅法案ヲ考ヘマス際ニ、其ノ點ニ付
キマシテモ十分ニ考慮ヲ致シマシテ、次ノ
直接税ヲ通常議會ニ提案ヲ致シマスル際ニ
ハ、同時ニソレ等ノ規定モ併セテ提案ヲ致
シタイト考ヘテ居リマス

○野村德七君 モウ一ツ、是ハ少シ意見ニ
亘リマスルガ、間接稅ノ增徵ハ固ヨリ浮動
購買力吸收ヲ目的トスルモノデアリマスケ
レドモ、一般消費生活ニ及ボシマス影響モ
避ケバカラザルモノガアルノデアリマス、
此ノ際政府ハ率先サレテ國民消費生活ノ簡
易化竝ニ合理化ニ付テ運動ヲ起サレテ、之
ニ組織的指導ヲ與ヘラレタイト考ヘルノデ
アリマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 全ク御尤ノ御意
見デアリマス、今後事態ガドウ云フ風ニナ
リマスカ、色々皆様ニ於テモ御想像ニナリ
コトト思ヒマスルガ、如何ナル事態ニナリ
マシテモ、今後相當長イ間國民ハ極力物資
ト資金ヲ自分ノ個人生活カラ餘裕ヲ生ゼシ
メマス、詰リ一方ニ於テ大イニ職域奉公、
勤労ニ勵ンデ、物ノ生産ニ努メ、一方ニ於

ニ物資ト資金ノ餘剩ガ出來マス、ソレガ國力ノ増強ニナル、サウ云フ生活ヲ相當長イ間續ケテ行カナケレバナラヌ、ソレニ依テ初メテ我國ノ理想ト致シマスル處ヲ達成シ、國運ノ大イナル打開、伸展ガ出來ル譯アリマス、從ツテ銃後ノ所謂國民生活ト云フモノガ如何ナル標準デ行ハレルコトヲ要スルカト云フ點ニ付キマシテハ、政府ト致シマシテモ深ク意ヲ留メテ居ル處アリマス、健康ノ維持ト云フコトハ是ハ勿論必要アリマス、又學術技能ノ修得モ必要アリマス、サウ云フ標準的ト申シマスルカ、是等ノ生活ヲ考ヘマシテ、ソレ以上ノ餘剩ハ皆或ハ國民ガ自分ノ貯蓄トシテ蓄積スルカ、稅ニ依テ國費ニ充當スルカ、斯ウ云フコトニ致ス外ナイト思フノデアリマス、是等ヲ機械的ニ決マスルコトニハ非常ニ困難モアラウカト思ヒマスガ、大體御説ノヤウナ趣旨ニ於テ進ンデ行キタイト思ツテ居リマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 如何ゴザイマスカ、本日ハ此ノ程度ニシテ置キマシテ、明日午前十時カラ本委員會ヲ開キタイト田ヒマス、御異議ゴザイマセヌカ

○「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○三浦新七君 チヨット資料ノコトニ付テ御タガ、内閣統計局ノ家計調査報告ガ出テアルリマシテ、ソレニ基イテ百圓程度ノ收入アアル者ノ家庭ニ於テ今度ノ増稅ガドノ位利クカト云フ調べガ出テ居リマシタガ、百圓程度トマス

○三浦新七君 今朝ノ新聞ニ出テ居リマシタガ、内閣統計局ノ家計調査報告ガ出テアルリマシテ、ソレニ基イテ百圓程度ノ收入アアル者ノ家庭ニ於テ今度ノ増稅ガドノ位利クカト云フ調べガ出テ居リマシタガ、百圓程度ト

云フコトハドウモ少シ多過ギルト思フノデ
アリマシテ、五十圓程度若クハ……其ノ家計
調査ガドノ位ノ程度ニ出来テ居リマスカ實
ハ存ジマセヌガ、成ルベク低イ所デ……出
来ルダケ低イ程度ニ於テ今度ノ増税ガ凡ソ
ナシボ利クノデアルカト云フコトノ御調べ
ガ願ヘマスマイデセウカ、ソレカラ百圓ト、
其ノ家計調査ガ出来テ居リマスルモノニ從ツ
テ凡ソノ見當ガ付キマスト都合ガ宜シトイ
思ヒマスガ、主トシテ望ム所ハ五十圓程度
位ノ所ガドノ位影響サレルカト云フ問題デ
ゴザイマス

○政府委員(松隈秀雄君) 出來ルダケ調べ
マシテ、而カモ明日ノ間ニ合フヤウニ致シ
タイト思ヒマス

○委員長(伯爵林博太郎君) ソレデヤ明日
午前十時ヨリ開會致シマス、本日ハ是ニテ
散會致シマス

午後五時四十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵林 博太郎君
副委員長	男爵小畑大太郎君
委員	公爵山縣 有道君
	侯爵大隈 信常君
	侯爵中御門 經恭君
	子爵八條 隆正君
	子爵西尾 忠方君
	子爵裏松 友光君
	子爵松平 康春君
	子爵綾小路 譲君
安井	英二君
石渡莊太郎君	
柴田善三郎君	
堀切善次郎君	

國務大臣	大藏大臣	賀屋 興宣君	西野 元君	竹下 豊次君	結城 安次君	三浦 新七君	吉野 信次君
政府委員	大藏省主稅局長	松隈 秀雄君	磯野 康幸君	野村 德七君	橋本辰二郎君	男爵伊江 朝助君	男爵松平外與麿君
同	大藏書記官	深澤 家治君	池田 勇人君	同	同	男爵中御門 經民君	同